

千葉県国土強靱化地域計画（素案）の概要

1 計画策定の趣旨

どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らない強靱な千葉県づくりのための処方箋を示す。

2 本県の地域特性

本県の自然特性、社会・経済特性について解説。

- ・海岸や河川沿いの主要都市への人口集中
- ・昭和30年代後半以降の都市形成と人口増加
- ・成田国際空港、石油コンビナート、大規模集客施設を擁する

3 目指すべき姿

本計画を通じて目指すべき姿を示す。

4 計画の位置づけ及び構成

国土強靱化基本法第13条に基づき、国土強靱化に関する本計画以外の県の計画等の指針となるべきもの。

5 基本目標

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- I. 人命の保護が最大限図られること
 - II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - IV. 迅速な復旧復興

6 事前に備えるべき目標

「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」など8項目

7 想定するリスク

地震・津波・液状化と風水害等の大規模自然災害を想定

8 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画の45の最悪の事態を参考に、本県の地域特性等を踏まえ、37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定。

9 施策分野の決定

- ・個別施策分野：10
行政機能/警察・消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、県土保全、環境
- ・横断的分野：3
リスクコミュニケーション、老朽化対策、少子高齢化対策【調整中】

10 評価の実施手順

リスクシナリオごとの脆弱性を総合的に分析・評価し、その結果等を踏まえ、施策分野ごとに現状の脆弱性を分析・評価した。

11 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果のポイントを示した。

12 強靱化の推進方針

12-1 プログラムごとの推進方針

脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」について、今後必要となる施策をプログラムごとに検討し、8つの「事前に備えるべき目標」に沿って推進方針として整理。

○主な強靱化の推進方針

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
住宅・建築物の耐震化の促進、火災予防対策等の推進
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
道路ネットワークの整備、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
公共施設の耐震化、地方公共団体における業務継続計画の作成
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
災害情報の伝達手段の多様化、防災情報の収集機能強化
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進、石油コンビナート地域の耐災害性の強化
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化、代替性確保のための道路ネットワークの整備
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
地域防災力の向上、山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
災害廃棄物処理計画の作成促進、道路啓開計画策定、地域交通網確保策の推進

12-2 施策分野ごとの推進方針

13の施策分野について推進方針を整理し、進捗管理のための重要業績指標(KPI)を設定。

13 計画の推進と進捗管理

プログラムについて、「人命の保護」を最優先として、16の重点化すべきプログラムを選定。

また、計画を着実に推進するため、重要業績指標による進捗管理を行い、概ね5年ごとに計画を見直す。

(別紙1) プログラムごとの脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現状の施策の脆弱性を分析・評価。
※プログラム：「起きてはならない最悪の事態」を回避するための全庁横断的な施策のまとめ

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果